平成２２年（フ）第５７０８号
大阪府枚方市山之上３丁目９番18号、開始決定時の住所大阪府交野市星田西５丁目18番７―103号
破産者　髙栁　雅雄
1　期日　平成24年９月19日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２２号
山口県岩国市周東町下久原2881番地の25
破産者　有限会社中川住設
異議申述期間　平成24年９月24日まで
平成24年８月13日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３０１２号
大阪府泉大津市旭町22番45号
清算株式会社　株式会社大阪繊維リソースセンター
代表清算人　田中　　寛
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第４号
長崎県佐世保市鹿子前町740番地
清算株式会社　株式会社キュウ企画
代表者代表清算人　松田　俊夫
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０２８号
東京都中央区京橋１丁目14番５号　土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社東京メタル
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第５号
大分市大道町３丁目２番24号
清算株式会社　株式会社カトウ産業
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
青森市新町２丁目４番１号
再生債務者　社団法人青い森農林振興公社
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前９時20分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年10月12日から平成24年10月25日まで
青森地方裁判所第２民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第３号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
再生債務者　株式会社春日
1　決議に付する計画案　平成24年６月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成24年９月21日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月14日
平成24年８月10日　　岐阜地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
大阪市東住吉区北田辺１丁目７番９号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中２丁目８番６号
再生債務者　大阪ヨシヒロこと　吉広　達史
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月24日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月10日
平成24年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第３号
大阪市西成区津守３丁目６番１号
再生債務者　大阪フェニックス生コンクリート株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月27日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月13日
平成24年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目13番１号
再生債務者　縄田　達夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年８月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（再）第２号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目13番１号
再生債務者　縄田　正子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年８月10日　山口地方裁判所宇部支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１号
釧路市南大通１丁目２番３号
再生債務者　山本商事株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　北海道釧路市住吉２丁目13番17号　小笠原寛法律事務所　弁護士　小笠原　寛
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号前段に定める事由がある。
平成24年８月10日　　釧路地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１５８号
名古屋市天白区植田東１丁目804番地　ヒルトップA103号
再生債務者　澄川　龍之
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月６日から平成24年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５４号
兵庫県尼崎市小中島２丁目７番11号　荒木文化
再生債務者　リバテックこと　川野祐記博
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月６日から平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第５７号
兵庫県芦屋市呉川町５番14―403号
再生債務者　金崎賢一郎
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月６日から平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第５８号
兵庫県尼崎市田能２丁目６番25号　アオハイツ201号
再生債務者　横道　　靖
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月６日から平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部